

同時発表：総合政策局運輸審議会審理室

令和4年11月8日

近畿運輸局鉄道部

南海電気鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の 上限変更認可申請事案に関する公聴会の開催概要について

運輸審議会は、標記事案の審議に当たり実施することとしていた公聴会について、令和4年12月20日（火）に大阪府で開催することを決定しました。

運輸審議会は、令和4年10月31日付けで国土交通大臣から諮問がありました標記事案を審議するに当たり、一般公述人の様々な意見をお聴きする観点から、公聴会を開催することを職権で決定した旨を11月1日付けでお知らせしておりますが、このほど、その開催日程等の概要を決定するとともに、公述及び傍聴の申込み受付を開始しました。**資料1**

なお、公聴会当日の進行予定及び取材要領は令和4年12月5日（月）に改めてお知らせする予定です。

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第8条に基づく審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会は公開で行います。その他の審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要は答申後、運輸審議会のホームページにて公表予定です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 宮田、佐藤
(直通) 03-5253-8810

[旅客運賃の上限変更の認可申請に関する問合せ先]

鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 尾崎、石垣
(代表) 03-5253-8111 (内線 40652, 40634)
(直通) 03-5253-8543

南海電気鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の 上限変更認可申請事案に関する公聴会の開催概要

令和 4 年 1 0 月 3 1 日付けで国土交通大臣から諮問された標記事案について、当審議会は、公聴会を下記のとおり開催することとしました。

記

1. 日時・場所

日時：令和 4 年 1 2 月 2 0 日（火）午後 1 時から
場所：大阪合同庁舎第 4 号館 2 階 第 2 共用会議室
（大阪府大阪市中央区大手前 4 丁目 1 - 7 6）

2. 事案の要旨

事案番号：令 4 第 4 0 0 5 号
事案の種類：鉄道の旅客運賃の上限変更認可
申請者：南海電気鉄道株式会社
事案の内容：資料 2 参照

3. 開催内容（予定）

- ・申請者からの申請事案の内容の説明
- ・一般公述人による公述
- ・運輸審議会委員からの申請者に対する質問

※当日の進行予定は令和 4 年 1 2 月 5 日（月）にお知らせする予定です。

4. 一般公述・傍聴

- ・一般公述 1 0 人以内（1 人 1 5 分以内）
- ・傍 聴 6 0 人以内

5. 公述の申出

- （1）公述しようとする方は、公述申込書（5.（2）を参照してください。）及び公述書（様式は任意ですが、できる限り日本工業規格 A 4 用紙を使用してください。）各 1 部を期限までに以下宛先まで提出してください。

期限：令和 4 年 1 1 月 2 2 日（火）正午 必着

宛先：〒1 0 0 - 0 0 1 3 東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1
中央合同庁舎第 4 号館 3 階 国土交通省運輸審議会

(2) 公述申込書は、**別紙様式例**の裏面の注意事項をよくお読みになり、**別紙様式例**に従い、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年令（法人・団体等の場合にあつては、その名称及び所在地並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあつては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。

(3) 公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。

(4) 議事の整理上、一般公述人の人数は、10人以内とし、また、1人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を令和4年12月5日（月）午後2時から運輸審議会公聴会のホームページに掲載し、運輸審議会及び近畿運輸局の掲示板に掲示する予定です。

（掲載予定 URL : https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）

(5) 公述人に選定された方は、公聴会開始時刻までに会場にお越しください。

6. 傍聴の申込み

(1) 傍聴を希望される方は、官製往復はがきに、住所、氏名、年令及び「南海電気鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請事案に関する公聴会の傍聴を希望する」旨を記入するとともに返信用はがきにあて先を必ず明記した上、期限までに以下宛先までお申込みください（ただし、1人1通に限ります。）。
期限：令和4年11月22日（火）正午 必着
宛先：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会

(2) 傍聴人の人数は60人以内とし、申込者多数の場合は、第三者の立会いによる抽選により選定します。

(3) 傍聴券は、令和4年12月5日（月）に発送する予定です。

7. 申請書その他の関係書類の閲覧場所

当該事案の申請書その他の関係書類については、令和4年11月8日（火）から、公述申込書及び公述書等に係る文書（一般公述の申出があつた場合に限り）に

については、個人宅の住所、電話番号等を黒塗りした上で、令和4年11月25日(金)からそれぞれ運輸審議会公聴会のホームページで公開するとともに、令和4年12月19日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除き毎日午前10時から午後5時まで)、運輸審議会及び近畿運輸局にて閲覧に供します。

8. 公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

9. 取材申込み方法

公聴会当日の取材要領については令和4年12月5日(月)にお知らせする予定です。

10. 開催の取消

5.(1)記載の期日までに一般公述の申出がなかった場合など、公聴会の開催を取り消す場合があります。その場合には、改めてお知らせします。

11. その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室(03-5253-8810)にお問い合わせください。

○国土交通省告示第 1089 号

運輸審議会一般規則（昭和 27 年運輸省令第 8 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和 4 年 11 月 1 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

| | |
|-------|---|
| 事案番号 | 令 4 第 4005 号 |
| 事案の種類 | 鉄道の旅客運賃の上限変更認可 |
| 申請事業者 | 南海電気鉄道株式会社 |
| 事案の内容 | <p>すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。</p> <p>1 鉄道の普通旅客運賃 現行の運賃の上限を次のとおり変更する。 南海線（南海本線、高師浜線、空港線、多奈川線、加太線及び和歌山港線をいう。以下同じ。）及び高野線 3 キロメートルまで 180 円、3 キロメートルを超え 7 キロメートルまで 240 円、7 キロメートルを超え 11 キロメートルまで 290 円、11 キロメートルを超え 15 キロメートルまで 370 円、15 キロメートルを超え 19 キロメートルまで 420 円、19 キロメートルを超え 23 キロメートルまで 490 円、23 キロメートルを超え 27 キロメートルまで 540 円、27 キロメートルを超え 31 キロメートルまで 610 円、31 キロメートルを超え 39 キロメートルまでの部分 4 キロメートルまでを増すごとに 40 円加算、39 キロメートルを超え 49 キロメートルまでの部分 5 キロメートルまでを増すごとに 50 円加算、49 キロメートルを超え 54 キロメートルまで 850 円、54 キロメートルを超え 59 キロメートルまで 880 円、59 キロメートルを超え 64 キロメートルまで 930 円、64 キロメートルを超え 74 キロメートルまでの部分 5 キロメートルまでを増すごとに 40 円加算、74 キロメートルを超え 80 キロメートルまで 1,060 円、80 キロメートルを超え 86 キロメートルまで 1,090 円、86 キロメートルを超え 98 キロメートルまでの部分 6 キロメートルまでを増すごとに 50 円加算、98 キロメートルを超え 104 キロメートル</p> |

まで1, 230円、104キロメートルを超え110キロメートルまで1, 280円、110キロメートルを超え128キロメートルまでの部分6キロメートルまでを増すごとに40円加算

2 鉄道の定期旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

通勤定期旅客運賃（1か月）

南海線及び高野線

1キロメートルまで5, 100円、1キロメートルを超え4キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに880円加算、4キロメートルを超え7キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに770円加算、7キロメートルを超え11キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに660円加算、11キロメートルを超え19キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに630円加算、19キロメートルを超え23キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに520円加算、23キロメートルを超え27キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに460円加算、27キロメートルを超え31キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに380円加算、31キロメートルを超え34キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに320円加算、34キロメートルを超え38キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに250円加算、38キロメートルを超え44キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに160円加算、44キロメートルを超え70キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに110円加算、70キロメートルを超え75キロメートルまで29, 060円、75キロメートルを超え100キロメートルまでの部分5キロメートルまでを増すごとに100円加算

通学定期旅客運賃（1か月）

南海線及び高野線

1キロメートルまで1, 550円、1キロメートルを超え3キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに450円加算、3キロメートルを超え5キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに420円加算、5キロメートルを超え7キロメートルまでの部分1キロメートルまでを増すごとに350円加算、7キロメートルを超え11キロメートル

| | |
|--|---|
| | <p>までの部分 1 キロメートルまでを増すごとに 260 円加算、1 1 キロメートルを超え 14 キロメートルまでの部分 1 キロメ ートルまでを増すごとに 160 円加算、14 キロメートルを超 え 17 キロメートルまでの部分 1 キロメートルまでを増すご とに 130 円加算、17 キロメートルを超え 19 キロメートル までの部分 1 キロメートルまでを増すごとに 50 円加算、19 キロメートルを超え 26 キロメートルまでの部分 1 キロメ ートルまでを増すごとに 30 円加算、26 キロメートルを超え 4 3 キロメートルまでの部分 1 キロメートルまでを増すごとに 20 円加算、43 キロメートルを超え 65 キロメートルまでの 部分 2 キロメートルまでを増すごとに 20 円加算、65 キロメ ートルを超え 75 キロメートルまでの部分 5 キロメートルま でを増すごとに 20 円加算、75 キロメートルを超え 100 キ ロメートルまでの部分 5 キロメートルまでを増すごとに 10 円加算</p> |
|--|---|

令和4年 月 日

運輸審議会

会長 牧 満 殿

公 述 申 込 書

運輸審議会一般規則第35条の規定により、下記のとおり公述申込みを致します。

記

1 公述しようとする事案

| | |
|--------|----------------|
| 事案番号 | 令4第4005号 |
| 事案の種類 | 鉄道の旅客運賃の上限変更認可 |
| 事案の申請者 | 南海電気鉄道株式会社 |

2 公述しようとする者 ※法人・団体等の記入方法は注意事項②参照

| | |
|--------|---|
| (ふりがな) | |
| 氏名 | |
| (郵便番号) | 〒 |
| 住所 | |
| 職業 | |
| 年齢 | 歳 |

3 事案に対する賛否 ※いずれかに○を付けて下さい

賛成 ・ 反対

4 利害関係を説明する事項 ※利害関係人のみ記入 (注意事項③参照)

| |
|--|
| |
|--|

5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号

| |
|--|
| |
|--|

公述申込みにあたっての注意事項

- ① 公述しようとする方は、公述申込書に、公述しようとする方の氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載した公述書（様式は任意ですが、できる限り日本工業規格A4用紙を使用してください。）を添付して提出期限までに以下宛先まで提出してください。

期限 令和4年11月22日（火）正午 必着

宛先 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会

- ② 法人・団体等を代表して公述する場合には、「2 公述しようとする者」の氏名の欄に法人・団体等の名称及び代表して公述する者の氏名を、住所の欄に法人・団体等の所在地を、職業の欄に代表して公述する者の職名を、年令欄に代表して公述する者の年令をそれぞれ記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を「5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号」の欄に付記してください。

- ③ 「4 利害関係を説明する事項」は運輸審議会一般規則第5条の各号のいずれかに該当する利害関係人のみ記入してください。

○運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）（抄）

（利害関係人）

第5条 国土交通省設置法（平成11年法律第100号。以下「法」という。）第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は審査請求をした者（以下「事案の申請者」という。）
- 二 事案において、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）の名あて人となるべき者
- 三 事案の申請者と競争の関係にある者
- 四 料率の変更を請求した者
- 四の二 臨港地区の区域の案の変更を請求した者
- 五 港湾管理者の設立に関する調停を受ける者
- 六 前各号に掲げる者のほか、運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

- ④ 公述申込書及び公述書は、個人宅の住所、電話番号等を黒塗りした上で、令和4年11月25日（金）から運輸審議会ホームページに掲載し、運輸審議会及び近畿運輸局にて閲覧に供します（一般公述の申出があった場合に限りです）。

- ⑤ 一般公述人の人数は、10人以内とし、1人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を令和4年12月5日（月）午後2時から運輸審議会ホームページに掲載し、運輸審議会及び近畿運輸局の掲示板に掲示する予定です。